



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年4月30日水曜日 第1959号外1

◇ 目 次 ◇  
条 例

愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例..... 1

規 則

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則.....10

## 条 例

### ○愛媛県条例第42号

愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成20年4月30日

愛媛県知事 加戸守行

#### 愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例

（愛媛県県税賦課徴収条例の一部改正）

第1条 愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（納税地）</p> <p><b>第4条</b> 県税の納税地は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 県民税 個人にあつては、住所地及び事務所、事業所又は家屋敷の所在地 法人 _____ にあつては、事務所又は事業所の所在地若しくは寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下県民税について「寮等」という。）の所在地</p> <p>（納税義務者が事務所又は事業所若しくは寮等を2以上有する場合においては、主たる事務所又は事業所若しくは寮等の所在地）</p> <p>利子割にあつては、利子等の支払又はその取扱いをする者の法第24条第8項に規定する営業所等（以下県民税について「営業所等」という。）の所在地</p> <p>配当割及び株式等譲渡所得割にあつては、愛媛県中予地方局の所在地</p> <p>(2)～(12) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>（県民税の納税義務者等）</p> <p><b>第12条</b> 県民税は、第1号に掲げる者に対しては均等割額及び前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を課税標準とする所得割額の合算額によつて、第3号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税額又は個別帰属法人税額を課税標準とする法人税割額の合算額によつて、第2号及び第4号に掲げる者に対しては均等割額によつて、第4号の2に掲げる者に対しては法人税割額によつて、第5号に掲げる者に対しては支払を受けるべき利子等の額を課税標準とする利子割額によつて、第6号に掲げる者に対しては支払を受けるべき特定配当等の額を課</p>	<p>（納税地）</p> <p><b>第4条</b> 県税の納税地は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 県民税 個人にあつては、住所地及び事務所、事業所又は家屋敷の所在地 法人若しくは法人でない社団又は財団で代表者又は<u>管理人の定めのあるもの</u>（以下県民税について「法人等」という。）にあつては、事務所又は事業所の所在地若しくは寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下県民税について「寮等」という。）の所在地</p> <p>（納税義務者が事務所又は事業所若しくは寮等を2以上有する場合においては、主たる事務所又は事業所若しくは寮等の所在地）</p> <p>利子割にあつては、利子等の支払又はその取扱いをする者の法第24条第8項に規定する営業所等（以下県民税について「営業所等」という。）の所在地</p> <p>配当割及び株式等譲渡所得割にあつては、愛媛県中予地方局の所在地</p> <p>(2)～(12) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>（県民税の納税義務者等）</p> <p><b>第12条</b> 県民税は、第1号に掲げる者に対しては均等割額及び前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を課税標準とする所得割額の合算額によつて、第3号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税額又は個別帰属法人税額を課税標準とする法人税割額の合算額によつて、第2号及び第4号に掲げる者に対しては均等割額によつて、第4号の2に掲げる者に対しては法人税割額によつて、第5号に掲げる者に対しては支払を受けるべき利子等の額を課税標準とする利子割額によつて、第6号に掲げる者に対しては支払を受けるべき特定配当等の額を課</p>

税標準とする配当割額によつて、第7号に掲げる者に対しては特定株式等譲渡所得金額を課税標準とする株式等譲渡所得割額によつて課する。

(1)~(3) 省略

(4) 寮等を有する法人で事務所又は事業所を有しないもの \_\_\_\_\_

(4)の2~(7) 省略

2 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下県民税について「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、県民税の賦課徴収については、これを法人とみなして、法人に関する規定を適用する。

3 省略

(県民税の税率)

第13条 県民税の均等割の税率は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 法人 次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
ア 次に掲げる法人 (ア) 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第24条第5項に規定する公益法人等のうち、法第25条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) (イ) 人格のない社団等 (ロ) 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この(ロ)において同じ。)に該当するものを除く。))及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)) (ハ) 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(ア)から(ロ)までに掲げる法人を除く。)) (ニ) 資本金等の額(法第23条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。イからオまでにおいて同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び(ハ)に掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもの	年額2万円
イ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもの	年額5万円

税標準とする配当割額によつて、第7号に掲げる者に対しては特定株式等譲渡所得金額を課税標準とする株式等譲渡所得割額によつて課する。

(1)~(3) 省略

(4) 寮等を有する法人で事務所又は事業所を有しないもの及び事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(次項に規定するものを除く。)

(4)の2~(7) 省略

2 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む \_\_\_\_\_。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、県民税の賦課徴収については、これを法人とみなして、法人に関する規定を適用する。

3 省略

(県民税の税率)

第13条 県民税の均等割の税率は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 法人 次の表の左欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。

法人等の区分	税率
ア 資本金等の額(法第23条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。イからエまでにおいて同じ。)が50億円を超える法人(保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの及び法第52条第2項第3号に掲げる公共法人等を除く。イからエまでにおいて同じ。))	年額80万円
イ _____資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	年額54万円

ウ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもの	年額13万円
エ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもの	年額54万円
オ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもの	年額80万円

2～8 省略

(法人の県民税の減免)

第17条 知事は、公益事業を行う法人に対しては、県民税を減免することができる。

(法人の県民税の申告納付の期限)

第17条の2 県民税の納税義務がある法人がなすべき申告納付の期限は、法第53条第1項、第2項、第4項、第5項、第24項及び第28項に定めるところによる。

(法人の事業税の申告納付の期限)

第18条の3 事業税の納税義務がある法人が、各事業年度に係る法第72条の25第1項に規定する所得割等若しくは収入割又は清算所得に係る所得割についてなすべき申告納付の期限は、次の各号に定めるところによる。

(1)～(5) 省略

(6) 法第72条の29第1項の規定の適用を受ける法人にあつては、当該事業年度終了の日から2月以内(当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、当該事業年度終了の日からその最後の分配又は引渡しの行われる日の前日まで)

(7) 法第72条の30第1項の規定の適用を受ける法人にあつては、残余財産の分配又は引渡しの都度、分配又は引渡しの日の前日まで

(8) 法第72条の31第1項の規定の適用を受ける法人にあつては、残余財産の確定した日から1月以内(当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで)

2 省略

(不動産取得税の納税義務者等)

第19条 省略

2 家屋が新築された場合においては、当該家屋について最初の使用又は譲渡(独立行政法人都市再生機構

、地方住宅供給公社又は令第36条の2の2

に規定する者が注文者である家屋の新築に係る請負契約

に基づき当該注文者に対する

請負人からの譲渡が当該家屋の新築後最初に行われた場合は、当該譲渡の後最初に行われた使用又は譲渡。以下この項において同じ。)が行われた日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。ただし、家屋が新築された日から6月を経過して、なお、当該家屋について最初の使用又は譲渡が行われない場合においては、当該家屋が新築された日から6月を経過した日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課す

ウ 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	年額13万円
エ 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人	年額5万円
オ アからエまでに掲げる法人以外の法人等	年額2万円

2～8 省略

(法人等の県民税の減免)

第17条 知事は、公益事業を行う法人等に対しては、県民税を減免することができる。

(法人等の県民税の申告納付の期限)

第17条の2 県民税の納税義務がある法人等がなすべき申告納付の期限は、法第53条第1項、第2項、第4項、第5項、第24項及び第28項に定めるところによる。

(法人の事業税の申告納付の期限)

第18条の3 事業税の納税義務がある法人が、各事業年度に係る法第72条の25第1項に規定する所得割等若しくは収入割又は清算所得に係る所得割についてなすべき申告納付の期限は、次の各号に定めるところによる。

(1)～(5) 省略

(6) 法第72条の29第1項の規定の適用を受ける法人にあつては、当該事業年度終了の日から2月以内(当該期間内に残余財産の最後の分配が行われるときは、当該事業年度終了の日からその最後の分配の行われる日の前日まで。)

(7) 法第72条の30第1項の規定の適用を受ける法人にあつては、残余財産の分配のつど、分配の日の前日まで。

(8) 法第72条の31第1項の規定の適用を受ける法人にあつては、残余財産の確定した日から1月以内(当該期間内に残余財産の最後の分配が行われるときは、その行われる日の前日まで。)

2 省略

(不動産取得税の納税義務者等)

第19条 省略

2 家屋が新築された場合においては、当該家屋について最初の使用又は譲渡(独立行政法人都市再生機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、地方住宅供給公社若しくは令第36条

の2の2第1項に規定する者又は住宅を新築して譲渡する者で同条第2項に規定するものが注文者である家屋の新築に係る請負契約(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が注文者である家屋の新築にあつては、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成10年法律第136号)第13条第1項第3号の業務に基づき締結されるものに限る。)に基づき当該注文者に対する

請負人からの譲渡が当該家屋の新築後最初に行われた場合は、当該譲渡の後最初に行われた使用又は譲渡。以下この項において同じ。)が行われた日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。ただし、家屋が新築された日から6月を経過して、なお、当該家屋について最初の使用又は譲渡が行われない場合においては、当該家屋が新築された日から6月を経過した日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課す

る。

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

7 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（農住組合法（昭和55年法律第86号）第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。次項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イの事業を含む。）の施行に係る土地について法令の定めるところによつて仮換地又は一時利用地（以下この項において「仮換地等」という。）の指定があつた場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなつた日以後に当該仮換地等である土地に対応する従前の土地（以下この項において「従前の土地」という。）の取得があつたときは、当該従前の土地の取得をもつて当該仮換地等である土地の取得とみなし、当該従前の土地の取得者を取得者とみなして、不動産取得税を課する。

8 省略

（不動産取得税額及びこれに係る県の徴収金の充当）

**第19条の7** 知事は、法第73条の2第7項、第73条の27第1項（第73条の27の2第3項、第73条の27の5第3項及び第73条の27の6第2項において準用する場合を含む。）又は第73条の27の3第4項（第73条の27の4第2項、第4項、第6項及び第8項、第73条の27の7第3項、第73条の27の8第2項並びに第73条の27の9第2項において準用する場合を含む。）の規定により不動産取得税額及びこれに係る県の徴収金を還付する場合において、還付を受ける納税義務者の未納に係る県の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当するものとする。

（納税管理人の申告等）

**第66条 法人**の県民税、事業税、不動産取得税、自動車税、鉱区税若しくは固定資産税の納税義務者又はゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、県内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有し

る。

3 住宅を購入して譲渡する者で令第36条の2の3に規定するものが新築の住宅でまだ人の居住の用に供したことはないものを当該住宅が新築された日から6月以内に購入した場合においては、前項の規定にかかわらず、当該購入した住宅について最初の使用又は譲渡が行われた日において住宅の取得がなされたものとみなし、当該住宅の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。ただし、当該購入した日から6月を経過して、なお、当該購入した住宅について最初の使用又は譲渡が行われない場合においては、当該購入した日から6月を経過した日において住宅の取得がなされたものとみなし、当該住宅の所有者を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。

4 省略

5 省略

6 省略

7 省略

8 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（農住組合法（昭和55年法律第86号）第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。次項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業（独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）により行う同法第11条第1項第7号イの事業及び同法附則第8条第1項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イの事業を含む。）の施行に係る土地について法令の定めるところによつて仮換地又は一時利用地（以下この項において「仮換地等」という。）の指定があつた場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなつた日以後に当該仮換地等である土地に対応する従前の土地（以下この項において「従前の土地」という。）の取得があつたときは、当該従前の土地の取得をもつて当該仮換地等である土地の取得とみなし、当該従前の土地の取得者を取得者とみなして、不動産取得税を課する。

9 省略

（不動産取得税額及びこれに係る県の徴収金の充当）

**第19条の7** 知事は、法第73条の2第8項、第73条の27第1項（第73条の27の2第3項、第73条の27の5第3項及び第73条の27の6第2項において準用する場合を含む。）又は第73条の27の3第4項（第73条の27の4第2項、第4項、第6項及び第8項、第73条の27の7第3項、第73条の27の8第2項並びに第73条の27の9第2項において準用する場合を含む。）の規定により不動産取得税額及びこれに係る県の徴収金を還付する場合において、還付を受ける納税義務者の未納に係る県の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当するものとする。

（納税管理人の申告等）

**第66条 法人等**の県民税、事業税、不動産取得税、自動車税、鉱区税若しくは固定資産税の納税義務者又はゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、県内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有し

なくなつた場合においては、納税又は納入に関する一切の事項を処理させるため、納税地を所管する地方局の所管区域内に住所、居所、事務所若しくは事業所（以下この条において「住所等」という。）を有する者（個人にあつては、独立の生計を有するものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から15日以内に納税管理人申告書を知事に提出し、又は当該区域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を知事に同日から15日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から15日を経過した日とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者又は特別徴収義務者は、当該納税義務者に係る法人の県民税、事業税、不動産取得税、自動車税、鉱区税若しくは固定資産税又は当該特別徴収義務者に係るゴルフ場利用税の徴収の確保に支障がないことについて申請書を知事に県内に住所等又は寮等を有しなくなつた日から5日以内に提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から15日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

#### 附 則

（中小法人に対する県民税の法人税割の不均一課税）

**第18条** 前条に規定する税率の適用がある法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）、第12条第1項第4号の2に掲げるもの又は同条第2項において法人とみなされるものであつて、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下のものに対する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に5.8分の0.8を乗じて計算して得た額に相当する額を控除した金額とする。

2 省略

3 第1項の規定を適用する場合において、他の都道府県において事務所又は事業所を有する法人の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が1,000万円以下であるかどうかの判定は、法第57条第1項の規定により関係都道府県に分割される前の法人税額又は個別帰属法人税額によるものとする。

4 法人税額の課税標準の算定期間（法第53条第1項に規定する算定期間をいう。以下同じ。）又は連結法人税額の課税標準の算定期間（法第53条第4項に規定する算定期間をいう。以下同じ。）が1年に満たない法人（次項の適用を受けるものを除く。）に対する第1項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは、「1,000万円に当該法人税額の課税標準の算定期間（法第53条第1項に規定する算定期間をいう。）又は連結法人税額の課税標準の算定期間（法第53条第4項に規定する算定期間をいう。）の月数を乗じて得た額を12で除して計算して得た金額」とする。

5・6 省略

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

**第19条の4** 独立行政法人都市再生機構

なくなつた場合においては、納税又は納入に関する一切の事項を処理させるため、納税地を所管する地方局の所管区域内に住所、居所、事務所若しくは事業所（以下この条において「住所等」という。）を有する者（個人にあつては、独立の生計を有するものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から15日以内に納税管理人申告書を知事に提出し、又は当該区域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を知事に同日から15日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から15日を経過した日とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者又は特別徴収義務者は、当該納税義務者に係る法人等の県民税、事業税、不動産取得税、自動車税、鉱区税若しくは固定資産税又は当該特別徴収義務者に係るゴルフ場利用税の徴収の確保に支障がないことについて申請書を知事に県内に住所等又は寮等を有しなくなつた日から5日以内に提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から15日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

#### 附 則

（中小法人等に対する県民税の法人税割の不均一課税）

**第18条** 前条に規定する税率の適用がある法人等のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）、第12条第1項第4号の2に掲げるもの又は同条第2項において法人とみなされるものであつて、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下のものに対する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に5.8分の0.8を乗じて計算して得た額に相当する額を控除した金額とする。

2 省略

3 第1項の規定を適用する場合において、他の都道府県において事務所又は事業所を有する法人等の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が1,000万円以下であるかどうかの判定は、法第57条第1項の規定により関係都道府県に分割される前の法人税額又は個別帰属法人税額によるものとする。

4 法人税額の課税標準の算定期間（法第53条第1項に規定する算定期間をいう。以下同じ。）又は連結法人税額の課税標準の算定期間（法第53条第4項に規定する算定期間をいう。以下同じ。）が1年に満たない法人等（次項の適用を受けるものを除く。）に対する第1項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは、「1,000万円に当該法人税額の課税標準の算定期間（法第53条第1項に規定する算定期間をいう。）又は連結法人税額の課税標準の算定期間（法第53条第4項に規定する算定期間をいう。）の月数を乗じて得た額を12で除して計算して得た金額」とする。

5・6 省略

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

**第19条の4** 独立行政法人都市再生機構、独立行政法人鉄道建設

\_\_\_\_、地方住宅供給公社又は\_\_\_\_家屋を新築して譲渡することを業とする者で令で定めるもの\_\_\_\_

\_\_\_\_が売り渡す新築の住宅に係る第19条第2項ただし書\_\_\_\_の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

(自動車税の税率の特例)

**第23条** 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車)で地方税法施行規則で定めるものをいう。第3項において同じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車)で同省令で定めるものをいう。同項において同じ。)、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車(次項\_\_\_\_において「電気自動車等」という。))並びにバス(一般乗合用のものに限る。))及び被けん引自動車を除く。))に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第43条第1項及び第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車(平成9年3月31日までに初めて道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この条において「新車新規登録」という。))を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車(平成11年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

省略

2 電気自動車等及びエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第80条第1号に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。))が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して令で定めるエネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。))に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(次項において「排出ガス保安基準」という。))に定める窒素酸化物の値で地方税法施行規則で定めるもの(以下この条において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。))の4分の1を超えないもので同省令で定めるものに対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成20年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲

運輸施設整備支援機構、地方住宅供給公社若しくは家屋を新築して譲渡することを業とする者で令で定めるもの若しくは住宅を新築して譲渡する者で令で定めるもの又は住宅を購入して譲渡する者で令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第19条第2項ただし書又は同条第3項本文の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「6月」とあるのは、「1年」とする。

(自動車税の税率の特例)

**第23条** 次の各号に掲げる自動車(電気を動力源とする自動車)で地方税法施行規則で定めるもの、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車(同省令で定めるもの

\_\_\_\_、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車(同省令で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物で同省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車(次項及び第3項において「電気自動車等」という。))並びにバス(一般乗合用のものに限る。))及び被けん引自動車を除く。))に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第43条第1項及び第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車(平成7年3月31日までに初めて道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この条において「新車新規登録」という。))を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車(平成9年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

省略

2 電気自動車等及びエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第80条第1号に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。))が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して令で定めるエネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。))に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が地方税法施行規則で定める許容限度

\_\_\_\_(以下この条において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。))の4分の1を超えないもので同省令で定めるものに対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成20年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲

る字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

省略

### 3 次に掲げる自動車

\_\_\_\_\_ に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成21年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成22年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

#### (1) 電気自動車

#### (2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この号において「車両総重量」という。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下このアにおいて「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので同省令で定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下このイにおいて「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同省令で定めるもの

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則で定めるもの

### 4 省略

5 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則で定めるもの（第3項の規定の適用を受ける自動車を除く。） \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成21年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成22年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

る字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

省略

3 電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則で定めるものに対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成17年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成18年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

### 4 省略

5 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率 \_\_\_\_\_ 以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則で定めるもの（第3項の規定の適用を受ける自動車を除く。）及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので同省令で定めるもの（同項の規定の適用を受ける自動車を除く。） \_\_\_\_\_ に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成17年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成18年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

る。

(自動車取得税の税率の特例)

**第24条** 自家用の自動車で軽自動車(道路運送車両法第3条にいう軽自動車をいう。)以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が昭和49年4月1日から平成30年3月31日までの間に行われたときに限り、第59条の4の規定にかかわらず、100分の5とする。

2～4 省略

5 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。以下この項において同じ。)の取得(第2項から前項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例(平成20年愛媛県条例第42号)の施行の日の翌日から平成22年3月31日までの間に行われたときに限り、第59条の4及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から、第1号に掲げる軽油自動車にあつては100分の2(当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までに行為された場合にあつては、100分の1)を、第2号に掲げる軽油自動車にあつては100分の2を、第3号に掲げる軽油自動車にあつては100分の1(当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までに行為された場合にあつては、100分の0.5)をそれぞれ控除した率とする。

- (1) 車両総重量が12トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同省令で定めるもの
- (2) 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成22年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同省令で定めるもの
- (3) 車両総重量が3.5トン以下の軽油自動車地方税法施行規則で定めるもののうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で同省令で定めるものに適合するもの

(軽油引取税の税率の特例)

**第25条** 省略

2 平成5年12月1日から平成30年3月31日までの間に第60条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第60条の2第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第60条第6項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税の税率は、第60条の3の規定にかかわらず、1キロリットルにつき、32,100円とする。

**第26条** 省略

(狩猟税の税率の特例)

**第27条** 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第62条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率とする。

る。

(自動車取得税の税率の特例)

**第24条** 自家用の自動車で軽自動車(道路運送車両法第3条にいう軽自動車をいう。)以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が昭和49年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、第59条の4の規定にかかわらず、100分の5とする。

2～4 省略

5 車両総重量が3.5トンを超える自動車(軽油を内燃機関の燃料とするものに限る。)のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で地方税法施行規則で定めるもの(以下この項において「平成17年重量車排出ガス保安基準」という。)に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同省令で定めるもの(以下この項において「重量車基準適合車」という。)の取得(前3項又は法附則第32条第7項若しくは第8項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成18年4月1日から平成20年5月31日までの間に行われたときに限り、第59条の4及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の1(窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えない重量車基準適合車で同省令で定めるものにあつては、100分の2)を控除した率とする。

(軽油引取税の税率の特例)

**第25条** 省略

2 平成5年12月1日から平成20年3月31日までの間に第60条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第60条の2第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第60条第6項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税の税率は、第60条の3の規定にかかわらず、1キロリットルにつき、32,100円とする。

**第26条** 省略



- (1) 対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第9条第5項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次号において同じ。）に係る狩猟者の登録
- (2) 前号の狩猟者の登録（以下この号において「軽減税率適用登録」という。）を受けていた者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合において、その者が当該軽減税率適用登録に係る狩猟免許と同一の種類の狩猟免許について当該軽減税率適用登録の有効期間の範囲内の期間を有効期間とする狩猟者の登録を受けるときにおける当該狩猟者の登録

（愛媛県森林環境税条例の一部改正）

**第2条** 愛媛県森林環境税条例（平成16年愛媛県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（賦課徴収）</p> <p><b>第2条</b> 森林環境税は、次条の規定により個人の県民税の均等割の税率に加算し、及び第4条の規定により法人の県民税の均等割の税率に加算して賦課徴収する。</p> <p>（法人の県民税の均等割の税率の特例）</p> <p><b>第4条</b> 平成17年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は当該期間における地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第3号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第13条第1項第2号の規定にかかわらず、同号の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>（賦課徴収）</p> <p><b>第2条</b> 森林環境税は、次条の規定により個人の県民税の均等割の税率に加算し、及び第4条の規定により法人等の県民税の均等割の税率に加算して賦課徴収する。</p> <p>（法人等の県民税の均等割の税率の特例）</p> <p><b>第4条</b> 平成17年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は当該期間における地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第3号若しくは第4号の期間に係る法人等の県民税の均等割の税率は、県税条例第13条第1項第2号の規定にかかわらず、同号の表の左欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

**附 則**

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（法人の県民税に関する経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の愛媛県税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、平成20年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正前の愛媛県税賦課徴収条例（以下「旧条例」という。）第12条第1項第4号に規定する法人でない社団又は財団に対して課する平成19年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項の規定（同項第2号の表ア<sup>ア</sup>）に掲げる法人に係る部分に限る。）は、平成20年度以後の年度分の法人の県民税の均等割について適用し、地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号。次項において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法第52条第2項第3号に掲げる公共法人等に対して課する平成19年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から改正法附則第1条第6号に定める日の前日までの間における新条例第13条第1項の規定の適用については、同項第2号の表ア中

- 「
- (ウ) 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下このウにおいて同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）
  - (エ) 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）
  - (オ) 資本金等の額（法第23条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。イからオまでにおいて同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエ）に掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもの
- 」

とあるのは、

- 「 (ウ) 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（ア及びイに掲げる法人を除く。）  
(エ) 資本金等の額（法第23条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。イからオまでにおいて同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びウに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもの」

とする。

（事業税に関する経過措置）

- 6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成20年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。以下この項において同じ。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前の解散による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人の事業税を含む。）については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

- 7 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、平成20年4月1日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。  
8 新条例第19条第2項の規定は、施行日の翌日（以下「適用日」という。）以後にされる同項の規定による家屋の新築後最初に行われる注文者に対する請負人からの譲渡について適用し、適用日前にされた旧条例第19条第2項の規定による家屋の新築後最初に行われた独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構又は同項に規定する地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第36条の2の2第2項で定める住宅を新築して譲渡する者に対する請負人からの譲渡については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

- 9 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成19年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

- 10 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。  
11 新条例附則第24条第1項の規定は、適用日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税の税率について適用し、適用日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

- 12 新条例附則第25条第2項の規定は、適用日以後に愛媛県県税賦課徴収条例第60条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは同条例第60条の2第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入（以下この項において「軽油の引取り等」という。）が行われた場合又は適用日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第60条第6項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税の税率について適用し、適用日前に軽油の引取り等が行われた場合又は適用日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

（狩猟税に関する経過措置）

- 13 新条例附則第27条の規定は、平成20年4月1日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

---

## 規 則

---

### ○愛媛県規則第39号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年4月30日

愛媛県知事 加戸守行

#### 愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第10号様式1中「法人等分」を「法人分」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。